

都市公園等事業の再評価実施要領細目

第1 目的

「都市公園等事業の再評価実施要領細目」（以下「再評価細目」という。）は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「再評価実施要領」という。）に基づく都市公園事業の再評価に関し、同要領の細目を定め、都市公園事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、以下の事業のうち、管理に係る事業を除く全ての事業とする。

- (1) 都市公園法第2条第1項第2号に掲げる、国が設置する公園又は緑地の整備に係る事業。
- (2) 国土交通省設置法第4条第48項に掲げる、国が設置する公共空地の整備に係る事業(第2(1)に掲げる事業を除く。)
- (3) 都市公園法第2条第1項第1号に掲げる、独立行政法人都市再生機構が設置する公園又は緑地の整備に係る事業で、都市公園防災事業費補助又は都市公園事業費補助を受けて実施するもの。
- (4) 都市公園法第2条第1項第1号に掲げる、地方公共団体が設置する公園又は緑地の整備に係る事業で、地方公共団体が都市公園事業費補助を受けて実施するもの。
- (5) 都市再生推進事業制度要綱第1条の2第15項に掲げる、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業で、同要綱第44条に掲げる事業主体が同要綱第47条に基づく国の補助を受けて実施するもの。

第3 再評価を実施する事業及び評価手法の選択

1 事業単位の取り方

原則として、個別の都市公園等毎とする。

2 用語の定義

(1) 事業採択

再評価実施要領第3の1に定める「事業採択」とは、事業費が予算化された時点とする。

(2) 用地買収手続きに着手していない事業

再評価実施要領第3の1に定める「未着工の事業」の「用地買収手続き」に着手していない事業とは、「用地買収の契約が1件も成立していない事業」とする。

3 社会的状況の急激な変化、技術革新等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

再評価実施要領第3の1に定める「社会的状況の急激な変化、技術革新等」による

「再評価を実施する必要性」の有無の判断は、上位計画等の変更、関連事業の休止、中止等、社会的状況の急激な変化及び技術革新等があった場合において、以下に掲げる視点に基づいて行うものとする。

(1) 関連計画及び関連事業の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の状況

(2) 事業の進捗状況

公園の供用の有無、または公園の規模、内容等を勘案した上で、用地買収、施設整備の進捗状況

(3) 地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する理解・協力・反対等の状況等の事情

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価に係る資料

再評価実施要領第4の1(3)に定める「再評価に係る資料」の内容は、以下のとおりとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

事業名、事業箇所、事業採択年度

②再評価に関する指標

再評価細目第5に定める指標

(2) 事業評価監視委員会に提出する資料

再評価の実施主体は再評価実施要領第6の2に定める事業評価監視委員会に対し、以下の資料を提出するものとする。

①再評価に係る資料

②対応方針（事務局案）

2 評価結果、対応方針等

(1) 公表内容

再評価実施要領第4の2で定める評価結果等の公表は、再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料により行うものとする。

(2) 公表方法

再評価実施要領第4の2で定める評価結果等の公表は、記者発表、国土交通省各機関（本省、地方整備局等、事務所等）における閲覧等により行うものとする。

第5 評価の方法

再評価実施要領第5の3で定める再評価の視点は、以下に掲げる視点によるものとする。

(1) 事業の必要性等に関する指標

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・利用圏域内の市街化の状況、人口の推移等、社会経済情勢の特段の変化
- ・公園計画区域及び周辺の自然的環境等の特段の変化
- ・上位計画の変更
- ・周辺の類似施設の整備状況
- ・関連する他事業の進捗状況等

② 事業の投資効果に関する指標

- ・費用対効果分析

③ 事業の進捗状況に関する指標

- ・執行額（進捗率）
- ・事業の現況及びその経緯
- ・供用面積及びその推移（未供用の場合は、その理由）

(2) 事業の進捗の見込みに関する検討

- ・事業の進捗のめど、進捗の見通し等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減の可能性
- ・代替案立案の可能性

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定めることとし、これらの評価手法を参考として、再評価の実施主体は個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

第6 施行期日

本細目は、平成10年7月7日より施行する。

附 則

- 1 改正後の本細目は、令和6年3月28日から施行する。
- 2 本細目の施行に伴い、「都市公園等事業の再評価実施要領細目(令和4年3月31日改定)」は廃止する。